

別紙

抗告理由

第一 はじめに

原裁判所は、抗告人が受けられる代償金として、金一三、一三〇、五〇〇円を認めた。

右は、民法九〇〇条四号但書に従い、抗告人の相続分を六分の一として（被相続人の他の子ども二分

の二) 計算したものである。

しかるに、民法九〇〇条四号但書は、以下詳述する理由により憲法および諸条約に違反する無効のものであるから、原審判の判断は違法であり、取り消さなければならぬ。

第二 本件的事实関係

原告人は、父[]と母[]の子として一九五四年(昭和二十九年)七月三日に出生した。[]は、前夫との間に原告人の姉[]を産んだが、その後間もなく離婚していた。

[]は、職業安定所の所長をしていたが、妻[]との間に離婚が成立せず、原告人は非嫡出子となったものである。

原告人は一九五五(昭和三十〇)年二月九日、認知の裁判確定により、[]の認知を受けた。

父と母は原告人の出生後はほとんど行き来がなくなり、原告人が六歳ころまで父から養育費の送金があったが、母がこれを断つてからは送金もまったく受けていなかった。また、原告人は一度も父に会った記憶がない。

原告人と母、姉は一九八〇年二月二十九日に母が死亡するまで一緒に暮らしていたが、原告人は母親の遺産につき原告人が姉の相続分の二分の一しか権利がないと知り、大きな衝撃を受けた。

また、これまで唯一の身内と思ってきた姉から二分の一しか権利がないことを当然とする態度をとられたことで二重の苦しみを受けた。

一九八九年七月二五日に父が死亡し、相続が発生したが、ここでも父[]の後妻の[]らから蔑む

ような態度をとられ、屈辱を感じた。と の間の子 だけは抗告人に「ほくたちは兄妹として仲良くやっていこう。」と温かい言葉をかけてくれたが、一九九〇（平成二）年七月三日、白血病のため三八歳の若さで亡くなった。

千葉家庭裁判所における遺産分割調停においても調停委員は差別が当然という態度で「昔は非嫡出子は相続できなかった。」「お父さんはあなたに会いたくなかったのでしょう。」など抗告人を傷つける発言を行った。

結局、 は法定相続分さえ認めようとしなかったため、調停は不成立に終わった。

以上のとおり、抗告人は親同士が法律婚をしていなかったという抗告人の全く預かり知らない事実によって、多大な差別を受けてきた。

親子関係の成立からして認知裁判という手続を踏まなくてはならなかったのを初め、父の顔も知らず、実際上も金銭的にも父の養育をまったく受けられずに育った。その上追い討ちをかけるように、母の遺産相続および今回の父の遺産相続において法定相続分が嫡出子二分の一しか与えられないという差別を受けている。

このように本人に何らの責任のない事実によって、国から「おまえは二分の一の価値しかない人間だ」と宣告されているように感じており、その精神的苦痛は言葉では言い表せないほど深刻である。

第三 憲法違反

一 憲法一四條違反

1 非嫡出子という社会的身分

憲法一四条一項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において差別されない」と定めている。

ところで、嫡出子と非嫡出子は、ある人が出生した際に、その両親が婚姻をしていたかしていなかったかにより區別される。憲法一四条一項がいう「社会的身分」とは、通説的見解からすると「出生によつて決定される社会的な地位又は身分」と解釈されているから（宮沢俊義「憲法Ⅱ新版」二八四頁）、嫡出子と非嫡出子の区分は明らかに社会的身分に該当する（なお、「出生によつて決定される社会的な地位又は身分」を、その当人の側から考えるならば、先天的に決められ選択の余地がなく、かつ、自己の努力では如何ともし難い理由によつて他者と區別されることを意味するという点で、看過できない問題を含んでいる）。

そして、民法九〇〇条四号但書は、同じ被相続人から出生した嫡出子と非嫡出子について、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の半分と定め、経済的に不利益な取扱をしているものであるから、社会的身分により経済的な差別をしていることが明らかである。

2 差別の合理性

ところで、憲法一四条一項が禁止している差別とは何かという問題について、判例や学説は様々な解釈論を呈している。

通説ないし判例は、事由を問わず合理的な差別であるならば、憲法一四条一項違反にならないとす

る。そこで、右にいう合理的な差別とは何を指すかが問題とされるのである。

しかるに判例は、ある差別が合理的であるか否かについての一般的な基準を示さなのまま、個別的な判断を行っている。しかし、合理性という言葉自体が抽象的で明確でないため、憲法の狙いに反する差別が安易に「合理性」という名のもとで容認されてしまう危険性があると学者から指摘されており（橋本公巨「日本国憲法」一九六頁）、実際にも、合理性の内実を詳細に検討しないまま、簡単に合憲であるとの結論が導き出された判決が存在する。

(一) 本件に関連する事案でいうならば、たとえば、非嫡出子に関する住民票の続柄欄を「子」と記載することが憲法一四条一項に違反するか否かについて判断をした東京地判平成三年五月二三日判時一三八二号三頁は、「わが民法は、子が嫡出の子であるか嫡出でない子であるかによって、その相続法上あるいは親族法上の権利義務に差異を設けている。このような法制の在り方は、法の定めるところによつて届出を行うことにより始めて婚姻の効力が発生するものとし、このような法律上の婚姻によつて成立した家族の利益の保護を第一義に考えるという観点をその根拠とするものであり、それなりの合理的な根拠を有しているものと考えられる」とする。しかしながら、法律上の婚姻をした家族の利益の保護を第一義に考えることと、嫡出子と非嫡出子の相続分を異ならせることの間に、如何なる関連が存在するのか、関連性があるとして、如何なる理由でそれが合理的な段階にまで達しているのか、右判決は全く触れようとしていない。ただ、右判決が「それなりの合理性」という表現を用いているところからすると、合理性の程度が相当低レベルであつたとしても憲法一四条一項には違反しな

いとの認識が、裁判官の頭の中にあつたと思われる。しかし、このような判断方法では、非常に深刻な結果をもたらす差別ですら、何らかの理由をもって差別の根拠が説明されれば、容易に合憲となつてしまふであらう。これが、基本的人権の尊重を原則とする日本国憲法の解釈として、不当極まりないものであることは言うまでもない。

(二) さらに、本件とまったく同様の事案で、民法九〇〇条四号但書自体の憲法適合性について判断を求められた東京高決平成三年三月二十九日判タ七六四号一三三頁に至つては、「民法九〇〇条四号但書の規定をもって憲法に違反するものということはできず、他に右規定を無効と解すべき理由はない」というのみで、差別の合理性について一切触れようとしない。

右両判決がいう非嫡出子相続分差別の合理性判断が全く誤つたものであることは次項以下において詳述するが、少なくとも、これまでの判例の論理展開によるならば、合理性の判断が恣意的になされてしまふことは、誰の目から見ても明らかである。

このような判断方法は、およそ万人を納得させられないものであり、抗告人は裁判所に対して、同じ過ちを繰り返すことのなきよう強く要請する次第である。

3 合理性の審査基準

さて、学説は、差別が合理的であるか否かを適正に判断するための理論構築を試みている。

(一) たとえば、憲法一四条一項に列挙された理由(すなわち、人種、信条、性別、社会的身分、門地について)の差別は、原則として、不合理なものであり、したがって、それらを理由とする差別は、原

則として、法の下の平等に反するという学説がある（宮沢俊義・芦部信喜補訂「全訂日本国憲法」二一二頁）。この立場によると、右列挙理由による差別は、民主制のもとで通常は許されないものと考えられるから、その差別は合理的根拠を欠くものと推定される。したがって、それが合憲であるためには、いつそう厳しい判断基準に合致しなければならなくなる（伊藤正己「憲法（新版）」二四八頁）。

(二) あるいは、判例のように、事由を問わず合理的な差別は憲法違反とならないとの立場を前提としたうえで、合理性の判断基準として、①事実上の差異が存在すること、②右の差異による差別的取扱が正当な目的に基づくこと、③当該事項につき差別的取扱の必要性が認められること、④差別的取扱の態様とか程度が社会通念上許容できる範囲内であること、などの要件を考慮し判断すべきとする学説がある（橋本公巨「日本国憲法」一九七頁）。

(三) さらに、アメリカ連邦最高裁における判例理論を受け、民主主義的合理性という理念を基底に置き、三段階の審査基準によって憲法一四条一項違反の有無を判断すべきという学説があり、近時有力となりつつある。すなわち、ある差別的取扱が合憲であるというためには、

① 立法目的がやむにやまれぬ公益を追及し、かつ、選択された手段が右目的達成に是非とも必要であることを要求する「必要不可欠な公益の基準」

② 立法目的が重要なものであり、その目的と規制手段との間に事実上の実質的関連性があることを要求する「実質的な合理的関連性の基準」

③ 立法目的が正当なものであり、手段が右目的の達成に合理的に関連していれば足りるとする「合理的根拠の基準」

という三段階の審査基準によるものとし、

人種や門地による差別については①の基準を、

信条、性別、社会的身分による差別については②の基準を、

経済的自由の領域に関する差別については③の基準を、

それぞれ適用して判断すべきとするのである（芦部信喜「憲法一四条一項の構造と違憲審査基準」法学教室一三九号九三頁）。

(四) 以上の学説を総合するならば、少なくとも、本件のような社会的身分についての差別については、立法目的の正当性、手段の必要性、手段の社会的許容性といった観点より、差別の合理性の存否を慎重に判断することが求められていることが明らかである（なお、立法目的と手段の関連性については、手段の必要性の前提として検討されるべき事柄なので、あえて独立の項目を設けない）。

以下、民法九〇〇条四号但書の合理性を、右の順序に従って検討する。

4 立法目的の正当性

かつての憲法学説のなかには、民法九〇〇条四号但書について、立法目的を簡単に説明したうえで合憲の結論を導いていたものがある。

たとえば「本条（憲法二四条）の婚姻尊重の態度から、嫡出ということが、身分関係にも差異を生じ

させるものとして、敢て違憲とはいえないであろう」(法学協会「註解日本国憲法」四七八頁)、あるいは、「憲法が婚姻に重きをおいている点から見て、おそらく憲法の容認するところと見るべきであろう」(宮沢俊義・芦部信喜補訂「全訂日本国憲法」二六四頁)などである。右両学説は、婚姻イコール法律婚であることを前提に論を進めていると思われる。

また、前述の東京地判平成三年五月二三日判時一三八二号三頁も「このような法律上の婚姻によって成立した家族の利益の保護を第一義に考えるところという観点をその根拠とするものであり」と判示しているところから、右学説と同じ立場にあるものと考えられる。

しかしながら、憲法二四条は、明治憲法下の封建的家族制度の自由主義的開放をめざしたものであり、その基本的目標は、家族関係における個人の自由と平等の保障であつた(小林孝輔「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」法学セミナー総合特集「日本の家族」二八七頁)。この趣旨は民法総則にも受け継がれており、民法第一条の二は「本法は個人の尊厳と両性の本質的平等とを旨として之を解釈すべし」と定める。婚姻尊重とはいっても、これら規定において、婚姻(すなわち法律婚)という関係だけを、それ以外の継続的な男女関係(内縁、事実婚など)と区別して、特に保護しようとする発想はない。

さらに、婚姻尊重という目的が、法律婚を選択した夫婦の正当性を保護するためだけに用いられるならば、現代社会の実態からは既に合理性を欠いていると言わざるをえない。なぜなら、家事労働に従事する妻の生活を保障し、子の身分を確保して安定的な養育環境を保障するものとしての婚姻制度が機能

していた昔の時期ならばともかく、現在では、経済的、社会的、精神的に自立する女性が増加し、婚姻だけが女性の幸福に結びつくものではないという考え方が浸透し、自分に合ったライフスタイルの選択が求められ始めている（ここには、婚姻をするという選択のみでなく、婚約を解消する、あるいは離婚をする、という選択も含まれているからである）。それにもかかわらず、婚姻の尊重をただ強調するならば、婚姻以外の生き方の選択を抑圧することにもつながりかねない（この点については、甲第二号証一・二宮周平「婚姻の尊重と非嫡出子の差別は必要なものか」法学セミナー四五四号八四頁参照）。

したがって、婚姻尊重という立法目的の正当性は、もはや重視されるべきではない。民法九〇〇条四号但書の合理性は、この点において既に揺らいでいるというべきである。

5 手段の必要性

次に、婚姻尊重という立法目的を正当なものと一応認めたとして、民法九〇〇条四号但書がその立法目的を達成する手段として関連性があるか、あるとして必要な手段といえるかを検討する。

この点については、多くの学説が以下のとおり、関連性すら存在しないことを明らかにしている（たとえば、甲第一号証一棟居快行「非嫡出子の相続分を定めた民法九〇〇条四号但書の合憲性」ジュリス ト一〇〇二号二二頁。甲第二号証一・二宮周平「婚姻の尊重と非嫡出子の差別は必要なものか」法学セミナー四五四号八四頁。甲第二〇号証一長尾英彦「非嫡出子記載取消請求事件判決について」中京法学二

まして、婚姻尊重という立法目的を達成するために非嫡出子の相続分差別が必要な手段であると判断することは、絶対に不可能である。

(一) まず、非嫡出子の相続分を嫡出子より不利益にすれば、婚外関係が抑制されていくかというところ、そのような関連は全く認めることができない。そもそも非嫡出子の出生に積極的な役割を果たすのは婚外関係の男性であるのに、非嫡出子の相続分差別は当該男性に何ら不利益を与えない（甲第三六号証「中川善之助「法学協奏曲」一四九頁）。逆に、相続分差別により不利益を受けるのは、婚外関係の形成には何も責任のない当該非嫡出子だけである。これで何故に、婚外関係が抑制されていくというのであろうか。

(二) 次に、非嫡出子の相続分は、あくまで同じ被相続人から生まれた嫡出子との間で問題となるにすぎない。すなわち、被相続人と婚姻した妻の相続分に対し、非嫡出子の相続分は何ら影響を与えないのであるから、法律上の妻の保護（すなわち婚姻の尊重）と非嫡出子の相続分差別は何ら関わりを有しない。

(三) さらに、具体的な相続関係によつては、非嫡出子の相続分差別が婚姻の尊重と全く結びつかない場合がある。

たとえば、母が法律婚のうえ嫡出子を出生したが、その後夫と離婚し、さらに別の男性と事実婚をし非嫡出子を出生した場合である。この場合も、母の相続に関して嫡出子と非嫡出子の間で相続分差

別が発生する。しかし、右の場合に非嫡出子は母の婚姻關係に一切対立しておらず、婚姻の尊重を理由として相続分差別を受けるいわれはない。このように家族の個別具体的な事情により、相続分の差別が婚姻の尊重と関連性を有しない場合があるのだから、およそ非嫡出子というだけで相続分を一律に差別してしまう民法九〇〇条四号但書が不当な手段であることは明らかである。

6 手段の社会的許容性

最後に、民法九〇〇条四号但書が社会的に許容できる手段であるか否かの検討をする。この点についても学説は、社会的許容性のないことを指摘する（甲第二号証一「二宮周平」婚姻の尊重と非嫡出子の差別は必要なものか」法学セミナー四五四号八五頁）。

婚姻關係を尊重する必要があるとしてしばしば主張される事案とは、父を被相続人とし、かつ、法律上の妻と嫡出子、父と婚外關係の女性との間に生まれた非嫡出子を相続人とするものである。この場合、非嫡出子は婚姻關係に敵対する存在として捉えられるのである。

ところが、右のような事例では、非嫡出子が父より十分な扶養を受けていないことが多い。他方、民法は、嫡出子と非嫡出子を問わず、扶養の要保護性については平等に取り扱い、差別は一切認めていない。しかるに、相続は死後の扶養という側面を有しており、そうである以上、民法が扶養の原則を無視して相続分の差別を設けることは、非嫡出子の生存に悪影響をもたらすことにもなりかねず、社会的に許容できる手段とは到底言い難い。

7 本件相続に関する不合理性

なお、原告人の実母は、原告人を出生する以前に、被相続人とは別の男性と離婚しており、離婚前に嫡出子（原告人の姉にあたる）を出生している。実母は一九八〇年に死亡し、実母の相続人は原告人と姉の二名であったところ、同じ母親から出生しているにもかかわらず、民法九〇〇条四号但書によって原告人の相続分は差別された。現に、遺産分割の過程で原告人は姉側より、非嫡出子であることをなじられたうえ、遺産の多くを姉に相続させることを強いられたのである。かような辛苦を余儀なくされたうえ、さらに本件相続においても、非嫡出子であるという理由だけで、再度、相続分の差別を受ける結果となっている。具体的な相続関係によっては、非嫡出子の相続分差別が婚姻の尊重と全く結びつかない場合があることは前述したが、原告人はそのような体験を既に経ている。

また、原告人は被相続人からの扶養を十分に受けていない。被相続人から原告人への養育費は、原告人が六歳になった時点から、支払われなくなったのである。扶養の原則を無視した相続分差別が社会的許容性を有しないことも前述したとおりであるが、まさに原告人は、右のごとく社会的許容性のない民法九〇〇条四号但書により、本来なら受けるべきであった扶養の完全な回復を拒否されているのである。

純法律的な観点からは当然のこと、本件の相続をめぐる具体的な事実関係からしても、本件に民法第九〇〇条第四号但書を適用した審判の結果が、およそ不合理なものであることは明らかである。

以上のとおりであって、民法九〇〇条四号但書は、立法目的の正当性は重視されるべきではなく、手

段としての必要性や社会的許容性が存在しないものであることは最早明白といえるから、合理的な差別としては到底認められるものではない。すなわち、同規定が憲法一四条一項が定める差別禁止に違反していることは明白であるから、無効と判断されるべきである。

二 憲法第一三条違反——人格的自律権・ライフスタイルの自己決定権

1 結婚形態の多様化

戦後約四五五年を経て、欧米ほどの速度ではないが、日本においても家族形態が多様化しつつあり、婚姻届を出さない婚姻（事実婚）をしたり、非婚で出産するという家族形態が少しずつではあるが、各種意識調査等によれば社会が許容する方向へ向いつつあることが明らかにされてきている。

婚姻の自由は憲法一三条、二四条の保障する憲法上の権利として、従来より判例上も承認されてきたが（東京地裁昭四二・一二・二〇判決など）、婚姻しない自由もまた同様に憲法上の権利として承認されなければならない。憲法二四条は、婚姻は「両性の合意のみに基いて成立する」としているが、これは当事者本人に婚姻意思のない時には他のいかなる第三者も婚姻することを当事者に強制することはできないことを意味している。そして、民法七三九条では届出婚主義を採用し、婚姻届出のあった婚姻に対し一定の法律上の効果を付与している。

しかしこの効果の中には、夫婦同氏（民法七五〇条）、姻族関係の発生等、婚姻の本質とは必然的には結びつかない別次元のものまで法律効果として含ませられており、このため婚姻の届出をすることにより、一方では不利益（たとえば氏の変更による不利益）を当事者に与える結果となっている。

このため法律婚を回避し、積極的に事実婚を選択するカップルも増えつつあるが、事実婚もまた社会的にみれば婚姻そのものであり、憲法二四条にいう婚姻の一形態ととらえることができる。

つまり、憲法一三条や二四条の保障する婚姻の自由の中には、婚姻を届出るか否かという婚姻の形態の選択の自由も含まれているといわなければならない。

2 幸福追求権

一方、憲法一三条は個人の尊厳を宣言し、これを体现するものとして幸福追求権を規定している。

この幸福追求権の内容をどのように理解するかについては説が分かれているが、この権利を統一的な全体としての概念と把握した上で、人格的生存に不可欠な状態および行為をすべて含むところの、いわば包括的基本権ととらえる説が最も有力である（甲第五〇号証「個人の尊厳と幸福追求権」圓谷勝男）。

3 ライフスタイルについての自己決定権

そして幸福追求権には、「個人は一定の私的事項について、公権力から干渉されることなくみずから独立して決定できるとするいわゆる自己決定権」すなわち、個々人の精神的自由に裏づけられた個性的な、いわば私的なライフスタイルをその個人が自ら選択し決定する権利が包摂される。

佐藤幸治氏によれば、

「それは自己の運命に関わる問題についての自己選択の最終性というところに特徴を持ち、自己選択に対する干渉を排除するところに特色を有す。それは自律体としての個人の行うあらゆる面での選択決

定に関わりを持つ。憲法はこのような個人の自己決定の自由に関するルールをかなり詳細に規定しているが、自由に対する権利の具体的内容はこれらに限定されない。その他の自由はこの自己決定権という包括的な自由に対する権利概念から引き出されるのである。」

「自己自身に関わる私的判断の最終的形成権と私的問題に関わる情報の最終的管理処理権は当該個人にあるということである。これは各人が道徳的自律体としての自己を保持するためには不可決の根源的自由なのである。すなわちこの自由の保障なしには、自律体としての個人は、たとえ生存していても、存在しないのと同じになるからである。」（憲法II成文堂、九九頁）

と説明されている。

この自己決定権に関して、憲法一三条によつて保障される対象となりうるものは、「人格的生存にとつて不可欠」なものである。

事実婚や非婚で子をもうけるといったライフスタイルは、その人自らが主体的に選択したものであれば、それは自己の人格と深く結びついた選択であり、人格的生存にとつて不可欠なものだといえる。

さらに、佐藤氏によれば、「家族の形成・維持にかかる事柄」は、人が配偶者を選び、子どもをもうけ、養育し、宗教的、道徳的価値観を伝え、子どもからみればそうした価値を受けついでいくといったことにかかわるものであり、そうした選択と結合を破壊することは、親と子どもの利益を損ない、ひいては社会の多元性の破壊に通じていくと捉えられている（佐藤幸治「憲法学において『自己決定権』をいうことの意味」法哲学年報一九八九年九七頁）。

家族の存在は人間の成長・発達にとってかけがえないものであるから、自己実現、自己表現という人格的価値を有することは疑いがない。まさに人格的生存にとって不可欠の存在である（甲第一七号証、二宮周平）。

4 非嫡出子差別はライフスタイルについての自己決定権を侵害

しかし、民法は、法律婚をしていない男女の間の子を嫡出でない子とし、民法九〇〇条四号但書において法定相続分につき差別をし、さらに法律婚をしている夫婦の子については親が共同して親権を行うことを認めるのに、法律婚をしていない夫婦の子については単独親権しか認めないという差別をもうけており、結婚届を出さないで子をもうけることについて法的な不利益を課しているため、事実婚あるいは非婚という選択肢を自由に選択することを妨げ、家族の形態についての選択あるいはライフスタイルについての自己決定権を奪っているものといわなければならない。

こうしたライフスタイルを選択した人に不利益を与え抑圧することは、かれらの生活を圧迫し、その人格を否定するだけではなく、かえって、その共同生活の安定を害し、家族の機能を発揮することを妨げることとなる。横田耕一氏は、両親と子からなる家族、離婚後の家族、未婚の母の家族、同性のペアの家族等様々な家族について、「個人の尊厳と両性の本質的な平等原則が貫徹している限り、日本国憲法の下でも、これらの家族は等価として考えられるべきであり、同等に尊重擁護されなければならない。その中の一つの形態だけが望ましいとする視点は、必ずや国家による個人生活の統制をもたらすことになる」とされている（横田耕一「日本国憲法からみる家族」法学セミナー総合特集『これからの

欧米で、女性差別撤廃条約や国際人権規約B規約の趣旨に沿って、非嫡出子差別を廃止する方向への法改正がなされていったのは、子どもの人権という視点からだけではなく、右に述べた家族形態や個人の生き方に対し「国家が中立」であることが最も各個人の幸福を保障し実現するものとの視点を基本施策にすえたからに他ならない。

5 自己決定権を制約する他者の人権や社会の利益は存しない

自己決定権といえども、全く無制約の権利ではない。他者の権利や社会の利益との調整は必要になる。ここで考慮すべき利益とは、これまで男女の夫婦生活や出産・育児を制度的に保障してきた婚姻制度の維持である。ただ、自己決定権の中核になる部分を制約する場合には、「やむにやまれぬ利益」というような強い正当化の理由が必要になるから（佐藤・前掲論文〔法学教室〕二〇頁）、抽象的に婚姻制度を維持するためというだけでは足りない。婚姻制度を危険に陥らせ、具体的に社会を根幹から崩壊させることが示される必要がある。

しかし、一で詳しく述べたように、「婚姻制度の維持」と「非嫡出子の相続分平等化」は併立しうるものであり、相続分差別を廃止することにより保障される家族形態についてのライフスタイルの自己決定権を制約しうる他者の人権や社会の利益というのは存しない。

憲法一三条の個人の尊重は、憲法上の利益衡量において個人の利益を重視することに尽きるものではない。国法の介入しがたい『自律』の領域を認めることこそ、個人主義の第一の内容である。この『自

律』が理解できない限り、個人の尊厳は理解されない（甲第五〇号証、圓谷）。

非嫡出子を差別することによって法律婚と事実婚の間に優劣ともうけ個人を法律婚へ追い込もうとすることは、管理国家的であり、国法の過度の家族や個人に対する介入であり、自立した個人を基礎におく近代法の理念とは相入れないものである。

以上の通り、民法九〇〇条四号但書は、憲法一三条の幸福追求権及びその一内容としてのライフスタイルについての自己決定権を侵害しているものというべきである。

第四 諸条約違反

一 子どもに関する諸条約

1 子どもの権利宣言一条

(1) 一条の内容

今世紀は「子どもの世紀」と呼ばれることに象徴されるように、子どもの権利が目覚ましく深化・発展した。

子どもを単なる保護の対象として見るのではなく、権利享有の主体としてとらえる考え方は、一九二四年のジュネーブ子ども権利宣言を経て、一九五九年の国連子どもの権利宣言に結実した。

そこでは、一条において、「子どもは、この宣言に掲げるすべての権利を享受する。すべての子どもは、いかなる例外もなく、自己またはその家族のいずれについても、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生その他の地位によって差別され

ることなく、これらの権利を有する。」と規定され、三条においては子どもの最善の利益について、最高の考慮が払われなければならないと明記している。

(2) 一条の審議過程

この中の「出生による差別」として、嫡出か否かによる差別が含まれることは国際的にも明らかである。

すなわち、前記子どもの権利宣言の作成過程において、嫡出子と非嫡出子の平等の問題について議論が百出した。

社会委員会案第一〇原則は、「子どもは、…出生、嫡出、その他の地位のいかなる事情にかかわらず、以上に掲げたすべての権利を享有する」と嫡出性を理由とする差別を禁止していた。

これについては慎重派の国もあったが、慎重派の国も不当な差別自体には反対であり、一方言及に積極的な国もあり、嫡出、非嫡出の区別自体が旧時代的であるとして、イスラエルからは、「嫡出という語を削除し、新たに、出生の如何にかかわらず子どもに対する差別を許さないとする明確な規定が挿入されるべき」という提案がなされた。

一九五九年の第一五回人権委員会では、前記イスラエルの案が採用され、嫡出という語を削除して、「すべての子どもは、婚姻中もしくは婚姻外の出生を問わず、これらの権利を有する」という一文が追加された（以上二宮周平「意見書」7ページ以下—甲第一二三号証）。

一九五九年国連総会では、「婚姻中もしくは婚姻外の出生を問わず」という文言を含む規定が削除

された。

もともとの社会委員会案の「嫡出」という語や前記文言は「子どもに不当な烙印を押すものである」(サウジアラビア)という理由による。

しかし、「現実の社会情勢は(この規定の)存置を必要としている」(ポーランド)との反対意見もあった(前掲書11ページ以下)。以上の審議過程により、国連子どもの権利宣言一条の「出生による差別」の中に嫡出性による差別が含まれることが明らかである。

2 世界人権宣言

子どもが出生によって、差別されてはならないことは、世界人権宣言二五条二項において、「すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。」と規定されていることにもあらわれている。国連国際人権規約B規約二四条一項においても「すべての児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」と規定されている。

3 子どもの権利条約

一九八九年十一月の国連総会で採択された子どもの権利条約では、子どもの権利論がさらに拡大深化し、意見表明権をも含んだ、子どもを権利の行使主体とみる考え方に裏打ちされている。

この条約においては、二条一項で、「締約国は、その管轄内にある子ども一人一人に対して、その子

ども、親または法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、財産、障害、出生またはその他の地位にかかわらず、あらゆる種類の差別なしに、この条約に掲げる権利を尊重し、かつ確保する。」と規定し、二条で子どもの最善の利益を第一次的に考慮すべきことを謳っている。

この条約の審議過程において、非嫡出子差別の問題がとり上げられ、「婚外子は婚内子と同じ権利を有する」という規定を入れるべきとの意見もあつたが実現しなかつた。

しかし、「出生を理由とする差別を禁止する原則を確立した四条（現二条）によって、この問題は充分カバーされていることは、明白」とされている（以上、甲第一三三号証15ページ以下）。

権利条約作業部会議長の [redacted] 氏も「この条約に照らして、婚姻中に生まれたか否かにかかわらず、児童は同一の権利を持つという原則は文字通りにとられねばなりません……（中略）この条約が非嫡出子児童という概念そのものを拒否していることは明白であります。」と述べている（甲第一四号証）。

石川稔氏は二条一項で直ちに相続上の差別を条約違反とすることはできないが、親の非婚姻という地位から非嫡出子が差別されている以上、二項の親の地位にもとづく差別に該当するとしている（石川稔「親子法の課題」講座・現代家族法3 親子）。

二宮周平氏もこれに賛成する。

しかし、権利条約を文字通り読めば二条一項ですべての子どもが「出生によるいかなる差別もなし

に」同等の権利を有することを保障しているものと解すべきである。

よつて、民法九〇〇条四号の但書は二条一項に違反している。

仮にそうでないとしても、少なくとも二条二項は右のとおり親が法律婚をしているか否かという親の地位にもとづいた差別にあたるものであり、同条が二条一項違反にあたることは明らかである。

ちなみに現在民法見直しを審議中の法制審議会民法部会身分法小委員会でも、非嫡出子の相続分差別が子ども権利条約との関係で問題があることを指摘されているとのことである（甲第五一号証）。

また、七条では、親を知り養育される権利、一八条では親の第一次的養育責任を規定している。

本条約は、本年九月二一日に日本政府も署名し、近々わが国でも批准が予定されているが、上記の規定に照らせば、嫡出子と非嫡出子の相続分を差別する民法九〇〇条四号但書の規定が条約に違反していることは明白である。

二 国連国際人権規約B規約との関係

1 条約の国内法的効力

一般に条約が国内法としての効力を有すると解されることは通説であり、特に国際人権規約B規約については裁判所で直接適用できるものと解されている。

日本政府も一九八一年規約人権意見会で、「条約は、国内法よりも高い地位を占めるものと解される。このことは、裁判所により条約と抵触すると判断されたような国内法は、無効とされるか、改正されなければならないことを意味する……（中略）裁判所が国内法と条約の間に抵触を見出した場合は、

条約が優先する」と答弁している。

よつて、国際人権規約B規約も日本の裁判所で直接適用されるものである（以上甲第一三〇号証4ページ以下、甲第四九号証）。

2 国際人権規約B規約二四条一項

国際人権規約B規約二四条一項においても「すべて児童は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、国民的もしくは社会的出身、財産又は出生によるいかなる差別もなしに、未成年者としての地位に必要とされる保護の措置であつて家族、社会及び国による措置についての権利を有する。」と規定されている。

この規定につき、成立過程をみると、条約成立当時は社会的保護について非嫡出子を差別することは許されないが、婚姻家族、嫡出子の利益を守るために、一定の違いがあることは許されるという理解も可能であつた。

しかし、その後子どもの権利の世界的進展とともに、各国で嫡出子と非嫡出子の平等化に対する取り組みがなされた結果、次に述べるような規約人権委員会の一般的意見（ジュネラルコメント）が出されるに至つた。

3 規約人権委員会の一般的意見

規約人権委員会は人権規約二八条にもとづいて設置された委員会である。各国から出される報告書を検討し、一般的意見を作成し、締約国へ送付するとともに、締約国の規約実施状況を監視することを任務としている。

従つて、規約委員会の一般的意見は、条約の公定解釈として、各国の報告書の重要な指針であるといえる。

従つて、憲法九八条二項で、締結した条約を誠実に遵守することを規定している以上、国内法の解釈にあつても一般的意見が尊重されなければならないことが明らかである。

一九八九年四月五日国連総会で採択されたB規約二四条についての一般的意見では、「各国は相続の場合を含めて全ての分野における全ての差別を取り除く目的で……（中略）嫡出子と婚外子との差別をも除去する目的で、各国が子ども達に対する保護処置をいかに法律上及び実務上保障しているかということ各国は報告書に記入するべきである。」として、同条項が非嫡出子に対する差別を禁止する趣旨を含んでいることをはつきり宣言したのである。

この条約の審議過程において、婚外子が婚内子と同等の権利を有することを保障するために、締約国があらゆる有効な措置をとらなければならないことを追加すべきとの案が中国より出された。

これは結局実現しなかったが、「婚外子は婚内子と同じ権利を有する」との点は、「出生を理由とする差別を禁止していることで充分カバーされていることは、きわめて明白」とされている。

従つて、今日では非嫡出子に対する相続分差別は、国際人権規約B規約二四条一項に違反するものと言ふことができる。

国際人権規約は日本も一九七九年に批准しており、国はこの条約に抵触する国内法を早急に改正すべき義務を負っているにもかかわらず、同条約違反の民法九〇〇条四号但書の相続分差別の規定が、条約

批准後一〇年以上を経た今日もなお放置されていることは非常に問題である。

三 国連勧告

このように嫡出子と非嫡出子の差別を廃止することは世界的な流れとなっており、一九七二年六月二日には国連経済社会理事会において「非婚の母の地位」に関する勧告が出されている。

そこでは「相続に関する一切の事柄において、非婚の母の子孫に対して差別があるべきではない。」と述べられている（甲第三号証、甲第二四号証3ページ）。

四 女子差別撤廃条約

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（一九七九年国連採択 一九八五年日本批准）の第一六条では、その一項で、

「締約国は、婚姻及び家族関係に関わるすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に男女の平等を基礎として次のことを確保する。」

とし、そのd項で

「婚姻しているか否かを問わず、児童に関する事項についての親としての同一の権利および責任、あらゆる場合において、児童の利益は至上である。」

としている。

ここでも、嫡出でない子が嫡出子と同一の権利を享受すべきことがうたわれているのであり、民法九〇〇条四号但書は同条約に反する。

第五 諸外国の判例および立法の状況

一 アメリカにおける判例・立法の動向

従来コモン・ローでは、非嫡出子を「何人の子にもあらざる子」と呼んで冷遇してきたが、一九六八年に連邦最高裁判所は、非嫡出子に母親の死亡による損害賠償請求権を認めない州法を、違憲とする判決を下した。

このあと、一九八〇年代前半までの間に非嫡出子差別の州法を違憲とする判決が相次いだ。

一九七二年には父親の死亡による労働者災害補償給付の受給権を非嫡出子に認めない州法を違憲とした。そこで、連邦最高裁判所は次のように述べている。

「非嫡出子の身分は各時代を通じて婚姻外の交わりに対する社会的非難をあらわしてきた。しかし子どもにこのような非難を浴びせることは、不合理かつ正当でない。

また、非嫡出子に嫡出子に与えられる資格を与えないことは、我が国の法制度の基本概念である『法律的負担は、その行為又は過ちを犯した本人にのみ課せられる』という方針に反する。明らかにどの子もその生命の誕生に責任はなく、非嫡出子に罰を与えることは、その親達の交わりをくい止めるには何の効果もないばかりでなく、法律的に見て不正である。」

一九七七年には、非嫡出子に父親の財産を相続する権利を認めない州法を違憲とする連邦最高裁判決が出されている。

これらの一連の連邦最高裁判決によって、現在では非嫡出子は嫡出子とほぼ同等の権利を獲得するに至

っている。

一九七三年の統一親子関係法では、嫡出子、非嫡出子の概念の区別そのものを廃止した。これらは先に述べた諸条約の精神に照らして廃止に踏み切ったものである。

二 その他の諸外国の立法状況

一夫一婦制を重んじるキリスト教の影響の強い欧米諸国では、これまで非嫡出子に対して極めて冷たい処遇をしてきた。

しかし、親の婚姻の事情によって、何ら責任のない子どもが重大な不利益を受けることは非人道的であるとの認識から、近年諸外国は非嫡出子と嫡出子の法的権利の同等化を目指し、法改正を行った。

諸外国の婚外子立法の現状は、本書末尾添付の表の通りであるが、いわゆる先進国と呼ばれる国々はほとんどが平等化を実現しており、日本のみがこの国際的潮流の中で遅れをとっていると言って過言ではない。

第六 おわりに

以上のとおり、民法九〇〇条四号但書の規定は、憲法一四条、一三条、諸条約に違反しており、無効であることが明らかとなった。

この規定は、抗告人本人が述べているとおり、非嫡出子に対し、国が「おまえは二分の一しか価値のない人間だ。」と断罪するに等しい規定である。

安易な立法裁量論によることなく（甲第一六号証）、憲法、諸条約の趣旨にのっとった公平な御判断を切に期待します。